

(様式 2)

随意契約結果表（委託等契約）

所 属 名	防災局 消防保安課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 者 名	特定非営利活動法人 医師につながる救急医療相談
契 約 名	救急安心センターやまなし(#7119)事業運營業務委託
契約金額(税込)	14,472,000 円
随意契約理由	<p>救急安心センターやまなし(#7119)事業は、急なケガや病気で救急車を呼ぶべきか、様子を見るべきかなど判断に迷った時に電話相談に応じるものである。</p> <p>原則、医師や看護師が 24 時間・365 日相談に応じ、特に平日 17:30～21:00 は最も必要とされるコアタイムであり、直接医師につながる時間帯とし、質の高いサービスにつながることを目指している。</p> <p>直接医師につながる時間帯の実現には、平日・コアタイムに医療相談に従事できる医師を確保すること、その医師が県内医療機関の事業(実情)等に精通している必要がある。</p> <p>「特定非営利活動法人 医師につながる救急医療相談」は、県内二次救急医療の逼迫等に対する「プレ・ホスピタル」の重要性を踏まえ、R2.11 から都留市立病院の当直医師・有志による相談業務実施を経て、受療行動の助言という選択肢が早期受診等の受診適正化につながったことから、令和 3 年に設立された団体(NPO)であり、#7119 事業開始からコアタイムの相談業務を受託している。</p> <p>人口規模が大規模でなく、医師不足も課題とされている本県において、全国的にもまれなコアタイムでの複数医師による相談業務を実現できる団体は上記契約予定者団体以外にない(類似団体の存在や設立に関する情報はなく、県や地域医師会では対応できない)。</p> <p>以上のことから、特定非営利活動法人 医師につながる救急医療相談が、全県を対象地域とした本事業を適切かつ確実に行うことのできる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号